

第 1 号議案平成 2 5 年度亀岡市一般会計

補正予算（第 2 号）に対する修正案

第 1 号議案平成 2 5 年度亀岡市一般会計補正予算（第 2 号）の一部を次のように修正する。

第 1 条第 1 項中「 1 2 5 , 0 0 0 千円」を「 1 2 3 , 0 0 0 千円」に、
「 3 2 , 3 2 5 , 4 0 0 千円」を「 3 2 , 3 2 3 , 4 0 0 千円」に改める。

第 1 表 歳入歳出予算補正の表の一部を次のように改める。

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円	千円	千円
		4,436,228	3,925 5,925	4,440,153 4,442,153
	3 国庫委託金	22,683	0 2,000	22,683 24,683
歳入合計		32,200,400	123,000 125,000	32,323,400 32,325,400

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		千円	千円	千円
		2,776,828	22,836 24,836	2,799,664 2,801,664
	5 社会教育費	1,044,804	0 2,000	1,044,804 1,046,804
歳出合計		32,200,400	123,000 125,000	32,323,400 32,325,400

(参考)平成25年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)修正に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	4,436,228	3,925 5,925	4,440,153 4,442,153
歳入合計	32,200,400	123,000 125,000	32,323,400 32,325,400

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
10 教育費	2,776,828	22,836 24,836	2,799,664 2,801,664	3,636 5,636	9,000	0	10,200
歳出合計	32,200,400	123,000 125,000	32,323,400 32,325,400	14,502 16,502	24,300	15,000	69,198

2 歳入

15 款 国庫支出金

(単位:千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
15 款 国庫支出金	4,436,228	3,925 5,925	4,440,153 4,442,153			
3 項 国庫委託金	22,683	0 2,000	22,683 24,683			
3 目 教育費国庫委託金	0	0 2,000	0 2,000	3 社会教育委託金	0 2,000	○社会教育活性化支援事業委託金 0 2,000

3 歳出

10 款 教育費

(単位:千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
10 款 教育費	2,776,828	22,836 24,836	2,799,664 2,801,664	特定財源 12,636 14,636 一般財源 10,200			
5 項 社会教育費	1,044,804	0 2,000	1,044,804 1,046,804	特定財源 0 2,000 (内訳) 国庫支出金 0 2,000 一般財源 0			
1 目 社会教育総務費	683,640	0 2,000	683,640 685,640	特定財源 0 2,000 (内訳) 国庫支出金 0 2,000 一般財源 0	8 報償費	0 60	○社会教育活性化経費 0 2,000
					9 旅費	0 70	・報償費 0 60
					11 需用費	0 20	・普通旅費 0 20
					13 委託料	0 1,858	・費用弁償 0 40 ・需用費 0 20 ・業務委託料 0 1,858

総務文教常任委員長報告

(H25 . 10 . 4)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、報告第 1 号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正については、管理責任を明確に示すために、不祥事を起こした元職員の処分時期に合わせ、地方自治法第 179 条の規定に基づき専決処分されたものであります。再発防止の再徹底を図る上でも、不祥事の本人及び管理監督職員の処分だけではなく、特別職としての総括管理責任も重大であるとの判断から 8 月支給の給料について、市長は 10 分の 1、両副市長は 15 分の 1 を減額したものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、第 1 号議案、平成 25 年度亀岡市一般会計補正予算（第 2 号）所管分について、その主な内容は、総務費では、自然エネルギーの積極的活用を図るため、建設を進めている（仮称）南つつじヶ丘コミュニティセンターへの太陽光発電システム設置経費に係る市有地等利活用政策推進事業経費の増額補正、

教育費では、生徒達の登下校時における利便性の向上を図るとともにより安全な通学環境確保のために、育親中学校のスクールバス購入及び南桑中学校

通学路への防犯灯設置に係る通学安全対策経費の増額、国からの委託金を受け事業を実施しようとする社会教育活性化経費の増額補正等であります。

担当部課からの説明を受け、審査する中で、社会教育活性化経費については、議決前の事業着手や、市が受託した事業をNPO法人に再委託するという内容であるにも関わらず、実施体制において市とNPO法人の事業への関わり方が明確ではなく、かつ当該NPO法人については所在地を過去から市の行政財産の所在地とするなど市との関わりについて公正さを欠くのではないかと厳しい意見が出されたものであります。

特定のNPO法人と行政が密接に関わることは、他のNPO法人との公平性、公正性を欠くものであります。他のNPO法人と同等にするべきであり、改めるべきは改め、関係性等の整理をされた上で改めて事業実施すべきであるとの意見が大半であったことから、歳出における社会教育活性化経費並びに歳入における国庫支出金、社会教育活性化支援事業委託金について、それぞれ200万円を減額とする予算修正案を委員会総意で提案したものであります。

修正案の採決結果は、全員をもって可決すべきものと決定しました。続いて、修正部分を除く原案について採決を行い、全員をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第6号議案、市税条例の一部改正は、地方税法の一部改正に伴い、

個人市民税の公的年金からの特別徴収において、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を見直すこと、また、金融所得課税の一本化の拡充に伴い、個人市民税の課税を見直すこと等の改正をしようとするものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員賛成をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

一般会計補正予算（第2号）を修正可決

歳入歳出

それぞれ200万円を減額修正

（歳出）社会教育活性化経費

（歳入）教育費国庫委託金

《事業内容》

文部科学省の委託金を市が受けて、公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム（地域の防災拠点形成支援プログラム）をNPO法人に再委託し、実施しようとするもの。
《減額修正の理由》

NPO法人に再委託するとしながらも市と法人の関わり方が明確でなく、当該NPO法人与行政との関わりには他との公平性を欠くのではない。他の団体とも公平性、公正性を保てるよう改めるべきは改め、整理をしたものに改めて事業実施すべきである。

議論に議論を重ねた結果、委員会総意で本事業該当部分を減額修正することに決定しました。

「その他補正予算（所管分）の主な内容」

◎より安全な通学環境確保のために

・育親中学校スクールバス購入経費（2台）

1,200万円増額

・南桑中学校通学路に防犯灯設置経費

320万円増額

◎自然エネルギーの積極的活用

・（仮称）南つじヶ丘コミュニティセン

ターに太陽光発電システム設置経費

1,500万円増額

亀岡市税条例の一部改正

〔平成25年度税制改正に対応する地方税法の改正を踏まえて改正するもの〕

○公的年金からの特別徴収において、年間の徴収税額の平準化を図るため、徴収税額の算定方法の見直し

〔平成28年10月1日の個人市民税特別徴収から適用〕

○金融所得課税の一本化の拡充に伴い、個人市民税の課税を見直し

〔平成29年度個人市民税課税から適用〕